

【e-TAXグループ通算】マスター確定時のチェック一覧】 2023年02月版時点

行	メニュー	チェックの発生状況	メッセージ	対処方法	備考
1		中小通算法人の判定基礎が未設定のため、中小通算法人等の判定ができない通算法人が存在する場合	注意 「101.企業マスター」の「基本情報の登録」画面が「中小通算法人等の判定基礎」が未設定の法人が存在します。 当処理は、「中小通算法人等の区分の設定」を設定後に行ってください。 OK	以下の該当する対処を行います。 メニュー101の「基本情報の登録」WSの「中小通算法人等の判定基礎」タブで、以下を設定します。 1.メニュー101の「中小通算法人等の区分の設定」WSで「中小通算法人(法第66条の判定)」欄が「各通算法人の資本金等をもとに自動判定」の場合 (1)「法第66条(大法人による完全支配関係等)への該当」欄が未選択の場合は、当該区分を設定「1」します。 1.通算親法人が協同組合等である場合の当該通算親法人を除きます。 (2)「資本金は出資を有しない法人、欄が未選択の場合は、当該区分を設定「2」します。 2.法人の種類が「普通法人」で「その他の法人、」以外の場合は該当します。 2.メニュー101の「中小通算法人等の区分の設定」WSで「[通算適用除外事業者(法第42の4条)の二の判定」欄が「各通算法人の状況をもとに自動判定」の場合 (1)「適用除外事業者(法第42の4条)の二の判定方法」欄が未選択の場合は、当該区分を設定します。	1.通算法人を追加登録時に、「中小通算法人等の判定基礎」タブの設定を行わなかった(当該タブを開いていない)場合に、当該チェックに該当します。 中小通算法人と通算適用除外事業者の判定が自動判定の場合に限りです。 2.メニュー107の起動時にも当該チェックが行われます。
2	企業マスター (メニュー101)	通算親法人の「[法人の種類]」が未設定の場合	エラーバートチェック 1.通算親法人の「法人の種類」が設定されていません。 2.メニュー101.企業マスター」の「基本情報の登録」WSの「基本情報」タブから、当該区分を設定してください。 OK	メニュー101の「基本情報の登録」WSの「基本情報」タブの「[法人の種類]」欄の上段「1」と下段「2」の両方を選択してください。	1.連結納税システムから移行後に、通算親法人で「基本情報」タブを確認せずにマスターを確定した場合に発生します。 2.左欄の「は」以下です。 1.普通法人が協同組合等かどうかの選択 (1)協同組合等の場合は、特定の協同組合かどうかを選択 2.普通法人の場合は、以下の5つから会社区分を選択 株式会社、合同会社、合資会社、その他の法人 協同組合等の場合は、以下の2つから会社区分を選択 農協連合組合等、上記以外の協同組合等
3		登録済の通算子法人数がライセンス数を超過している場合	エラーバートチェック 登録されている社数、が、当年のシステムで処理可能な数を超えています。そのため、マスターの登録完了処理が行えません。 メニュー「101.企業マスター」で当年のシステムで処理を行う法人を確認してください。 OK	当該エラーが発生するPCで、プロダクトキーの管理ツールで、再発行されたプロダクトキー(※)を再登録します。 中に通算子法人の加入があり、ライセンス数を増加する場合は、プロダクトキーの再発行が必要になります。	1.当該現象が発生するケースは以下です。 (1)既に通算子法人の加入があり、ライセンス数を増やす必要があるため、プロダクトキーを再発行「1」した。 1.再発行したプロダクトキーは、通算親法人の担当者のPCで再登録する必要があります。 なお、通算子法人の担当者のPC(2)では、再発行したプロダクトキーを再登録しなくてもシステムをそのまま利用可能です。 2.ライセンス数が不足しているプロダクトキーを使用しているPCでは、以下の処理を行うことができません。 以下の処理は、通常は通算親法人のみが行う処理のため、通算子法人には影響ありません。 マスターの確定 全体計算(メニュー701) (2)通算親法人の5さんのPCで再発行されたプロダクトキーを登録し、通算子法人の追加処理を行った。(マスター未確定の状態) (3)通算親法人の5さんのPCでは再発行されたプロダクトキーの登録を失念し、当該PCでマスターを確定しようとして、当該エラーバートチェックが発生した。
4		通算親法人が協同組合等に該当する場合に中間申告(仮決算)処理しようとした場合	エラーバートチェック 通算親法人が協同組合等の場合は、法人税申告書の作成が必要ため、各子法人の中間申告書を作成する場合は、「予定申告」のタブで確認してください。 OK	中間申告義務のある通算子法人は、予定申告データを使用して予定申告を行ってください。	1.通算親法人が協同組合等に該当する場合は通算親法人では中間申告が不要であり、また、通算子法人は仮決算による中間申告を行うことはできないため、予定申告を行う必要があります。
5		通算法人を1社も登録していない場合	エラーバートチェック 通算親法人の基本情報を登録してください。 OK	メニュー101の「基本情報の登録」WSで、1社以上の通算法人を登録してください。	
6		受取配当等の益金不算入額計算上の株式区分が登録されていない銘柄がある場合	注意 メニュー「103.保有有価証券マスター」の「受取配当等の益金不算入額計算上の株式区分の登録」で、株式区分が設定されておらず、このまま処理を続けますか？ OK キャンセル	メニュー103の「受取配当等の益金不算入額計算上の株式区分の登録」WSを開いて、各銘柄の株式区分を設定してください。 メニュー402(404)の別表(1)等のWSで銘柄を直接入力するため当該区分が未設定でも問題ない場合は、「キャンセル」でメッセージを終了してマスターを確定してください。	1.全ての銘柄の受取配当等の益金不算入額計算上の株式区分が未設定の場合(メニュー103の「受取配当等の益金不算入額計算上の株式区分の登録」WSを一度開いていない場合に、別表(1)関連の計算処理が行えない状況になる可能性があるため、注意喚起のメッセージが表示されます。 一度当該WSを開いて株式区分を設定し、新たな銘柄を追加登録した場合でも当該銘柄の株式区分が設定できなかった場合は、当該メッセージは表示されません。 追加登録した銘柄の株式区分の設定を忘れないよう留意ください。 2.予定申告では当該チェックは行われません。
7	保有有価証券マスター (メニュー103)	「所得税控除の区分」が未設定の銘柄が存在する場合	エラーバートチェック メニュー「103.保有有価証券マスター」の「銘柄の登録」で「所得税控除の区分」が未設定の銘柄が存在します。 このまま処理を続けますか？ OK キャンセル	メニュー103の「銘柄の登録」WSで、「所得税控除の区分」が未設定の銘柄で、当該区分を設定します。 メニュー402(404)の別表(1)等のWSで銘柄を直接入力するため当該区分が未設定でも問題ない場合は、「キャンセル」でメッセージを終了してマスターを確定してください。	1.「所得税控除の区分」が未設定の銘柄が存在する場合、別表(1)や別表(5)(2)の計算処理が行えない状況になる可能性があるため、注意喚起のメッセージが表示されます。 2.「所得税控除の区分」は必須項目です。 そのため、新規に銘柄を登録する場合は、必ず設定されます。 当該チェックに該当するのは、メニュー101で登録した通算法人の銘柄がメニュー103の「銘柄の登録」WSに自動登録され、当該区分が未設定のままで、マスターの確定を行う場合です。 3.メニュー103の「保有有価証券マスターと法人税ワークシートの連携設定」WSで、有価証券マスターを別表(1)や別表(5)(2)と連携しない設定している場合は、当該チェックは行われません。 4.予定申告では当該チェックは行われません。
8		大通算法人にもかかわらず、法人税の繰越欠損金の損金算入限度額が「所得金額(100%)」と設定されている場合	エラーバートチェック 1.「大通算法人にもかかわらず、メニュー「107.グループ全体での統一処理のための設定」で法人税の繰越欠損金の損金算入限度額を「所得金額(100%)」と設定されている場合、全ての通算法人が承認した場合は、法人税の繰越欠損金の損金算入限度額は「所得金額(60%)」となります。 このまま処理を続けますか？ OK キャンセル	メニュー107の「繰越欠損金」タブの「法人税の繰越欠損金の損金算入限度額」欄の設定を正しく設定「1」してください。 設定が正しい場合は、「キャンセル」でメッセージを終了してマスターを確定してください。	1.大通算法人の場合は、以下の場合を除いて所得金額(50%)が損金算入限度額となります。 全ての通算法人が新設法人に該当する場合は、「所得金額(100%)」を選択します。 通算法人の中に以下の「所得金額(100%)」が損金算入限度額となる法人が含まれる場合は、「通算法人に」として設定、各通算法人のメニュー402の「法人税の計算」WSで設定します。 1)再設法人 2)新設法人 なお、協同組合等に該当する通算親法人は、当該区分に依らず「所得金額(100%)」として計算します。 2.中小通算法人の場合は、所得金額(100%)が損金算入限度額となります。 3.予定申告では当該チェックは行われません。
9		中小通算法人にもかかわらず、法人税の繰越欠損金の損金算入限度額が「所得金額(50%)」と設定されている場合	エラーバートチェック 1.「中小通算法人にもかかわらず、メニュー「107.グループ全体での統一処理のための設定」で法人税の繰越欠損金の損金算入限度額を「所得金額(50%)」と設定されている場合、法人税の繰越欠損金の損金算入限度額は「所得金額(100%)」となります。 メニュー107で上記の区分を確認してください。 OK	メニュー107の「繰越欠損金」タブの「法人税の繰越欠損金の損金算入限度額」欄の設定が、「所得金額(100%)」になっていることを確認してください。	1.中小通算法人の場合、当該区分は「所得金額(100%)」で固定となり変更できません。 2.当該チェックに該当するケースは、メニュー101の「中小通算法人等の区分の設定」WSや「基本情報の登録」WSの5の決定を変更したことで、通算親法人から中小通算法人に区分が変更された後メニュー107を開き直して「法人税の繰越欠損金の損金算入限度額」欄が「所得金額(100%)」以外に設定されている状況で、マスターを確定しようとした場合です。 3.予定申告では当該チェックは行われません。
10		[交際費等の損金算入(別表15)] - [損金算入限度額]欄が未設定の場合	エラーバートチェック 1.交際費等の「損金算入限度額」が設定されていません。 2.メニュー「107.グループ全体での統一処理のための設定」-「その他グループ統一設定」タブから、当該区分を設定してください。 OK	メニュー107の「その他グループ統一設定」タブの「[交際費等の損金算入(別表15)] - [損金算入限度額]」欄を設定してください。	1.メニュー107を一度開いていない場合は損金算入限度額の区分が設定されないため、この状態でマスターを確定しようとすると、当該チェックに該当します。 2.予定申告では当該チェックは行われません。
11	グループ全体での統一 処理の設定 (メニュー107)	大通算法人にもかかわらず、中小通算法人等の定義(繰越欠損金の損金算入限度額)を「適用可」としている場合 [交際費等の損金算入(別表15)] - [損金算入限度額]欄「[中小通算法人等の定義(繰越欠損金の損金算入限度額)]」	エラーバートチェック メニュー101の「基本情報の登録」WSで、以下のいずれかに該当する法人が存在するにもかかわらず、メニュー「107.グループ全体での統一処理のための設定」で「損金算入限度額 - 中小通算法人等の定義(繰越欠損金の損金算入限度額)」が「適用可」と設定されています。 「注1」(注2)「注3」(注4)「注5」(注6)「注7」(注8)「注9」(注10)「注11」(注12)「注13」(注14)「注15」(注16)「注17」(注18)「注19」(注20)「注21」(注22)「注23」(注24)「注25」(注26)「注27」(注28)「注29」(注30)「注31」(注32)「注33」(注34)「注35」(注36)「注37」(注38)「注39」(注40)「注41」(注42)「注43」(注44)「注45」(注46)「注47」(注48)「注49」(注50)「注51」(注52)「注53」(注54)「注55」(注56)「注57」(注58)「注59」(注60)「注61」(注62)「注63」(注64)「注65」(注66)「注67」(注68)「注69」(注70)「注71」(注72)「注73」(注74)「注75」(注76)「注77」(注78)「注79」(注80)「注81」(注82)「注83」(注84)「注85」(注86)「注87」(注88)「注89」(注90)「注91」(注92)「注93」(注94)「注95」(注96)「注97」(注98)「注99」(注100)「注101」(注102)「注103」(注104)「注105」(注106)「注107」(注108)「注109」(注110)「注111」(注112)「注113」(注114)「注115」(注116)「注117」(注118)「注119」(注120)「注121」(注122)「注123」(注124)「注125」(注126)「注127」(注128)「注129」(注130)「注131」(注132)「注133」(注134)「注135」(注136)「注137」(注138)「注139」(注140)「注141」(注142)「注143」(注144)「注145」(注146)「注147」(注148)「注149」(注150)「注151」(注152)「注153」(注154)「注155」(注156)「注157」(注158)「注159」(注160)「注161」(注162)「注163」(注164)「注165」(注166)「注167」(注168)「注169」(注170)「注171」(注172)「注173」(注174)「注175」(注176)「注177」(注178)「注179」(注180)「注181」(注182)「注183」(注184)「注185」(注186)「注187」(注188)「注189」(注190)「注191」(注192)「注193」(注194)「注195」(注196)「注197」(注198)「注199」(注200)「注201」(注202)「注203」(注204)「注205」(注206)「注207」(注208)「注209」(注210)「注211」(注212)「注213」(注214)「注215」(注216)「注217」(注218)「注219」(注220)「注221」(注222)「注223」(注224)「注225」(注226)「注227」(注228)「注229」(注230)「注231」(注232)「注233」(注234)「注235」(注236)「注237」(注238)「注239」(注240)「注241」(注242)「注243」(注244)「注245」(注246)「注247」(注248)「注249」(注250)「注251」(注252)「注253」(注254)「注255」(注256)「注257」(注258)「注259」(注260)「注261」(注262)「注263」(注264)「注265」(注266)「注267」(注268)「注269」(注270)「注271」(注272)「注273」(注274)「注275」(注276)「注277」(注278)「注279」(注280)「注281」(注282)「注283」(注284)「注285」(注286)「注287」(注288)「注289」(注290)「注291」(注292)「注293」(注294)「注295」(注296)「注297」(注298)「注299」(注300)「注301」(注302)「注303」(注304)「注305」(注306)「注307」(注308)「注309」(注310)「注311」(注312)「注313」(注314)「注315」(注316)「注317」(注318)「注319」(注320)「注321」(注322)「注323」(注324)「注325」(注326)「注327」(注328)「注329」(注330)「注331」(注332)「注333」(注334)「注335」(注336)「注337」(注338)「注339」(注340)「注341」(注342)「注343」(注344)「注345」(注346)「注347」(注348)「注349」(注350)「注351」(注352)「注353」(注354)「注355」(注356)「注357」(注358)「注359」(注360)「注361」(注362)「注363」(注364)「注365」(注366)「注367」(注368)「注369」(注370)「注371」(注372)「注373」(注374)「注375」(注376)「注377」(注378)「注379」(注380)「注381」(注382)「注383」(注384)「注385」(注386)「注387」(注388)「注389」(注390)「注391」(注392)「注393」(注394)「注395」(注396)「注397」(注398)「注399」(注400)「注401」(注402)「注403」(注404)「注405」(注406)「注407」(注408)「注409」(注410)「注411」(注412)「注413」(注414)「注415」(注416)「注417」(注418)「注419」(注420)「注421」(注422)「注423」(注424)「注425」(注426)「注427」(注428)「注429」(注430)「注431」(注432)「注433」(注434)「注435」(注436)「注437」(注438)「注439」(注440)「注441」(注442)「注443」(注444)「注445」(注446)「注447」(注448)「注449」(注450)「注451」(注452)「注453」(注454)「注455」(注456)「注457」(注458)「注459」(注460)「注461」(注462)「注463」(注464)「注465」(注466)「注467」(注468)「注469」(注470)「注471」(注472)「注473」(注474)「注475」(注476)「注477」(注478)「注479」(注480)「注481」(注482)「注483」(注484)「注485」(注486)「注487」(注488)「注489」(注490)「注491」(注492)「注493」(注494)「注495」(注496)「注497」(注498)「注499」(注500)「注501」(注502)「注503」(注504)「注505」(注506)「注507」(注508)「注509」(注510)「注511」(注512)「注513」(注514)「注515」(注516)「注517」(注518)「注519」(注520)「注521」(注522)「注523」(注524)「注525」(注526)「注527」(注528)「注529」(注530)「注531」(注532)「注533」(注534)「注535」(注536)「注537」(注538)「注539」(注540)「注541」(注542)「注543」(注544)「注545」(注546)「注547」(注548)「注549」(注550)「注551」(注552)「注553」(注554)「注555」(注556)「注557」(注558)「注559」(注560)「注561」(注562)「注563」(注564)「注565」(注566)「注567」(注568)「注569」(注570)「注571」(注572)「注573」(注574)「注575」(注576)「注577」(注578)「注579」(注580)「注581」(注582)「注583」(注584)「注585」(注586)「注587」(注588)「注589」(注590)「注591」(注592)「注593」(注594)「注595」(注596)「注597」(注598)「注599」(注600)「注601」(注602)「注603」(注604)「注605」(注606)「注607」(注608)「注609」(注610)「注611」(注612)「注613」(注614)「注615」(注616)「注617」(注618)「注619」(注620)「注621」(注622)「注623」(注624)「注625」(注626)「注627」(注628)「注629」(注630)「注631」(注632)「注633」(注634)「注635」(注636)「注637」(注638)「注639」(注640)「注641」(注642)「注643」(注644)「注645」(注646)「注647」(注648)「注649」(注650)「注651」(注652)「注653」(注654)「注655」(注656)「注657」(注658)「注659」(注660)「注661」(注662)「注663」(注664)「注665」(注666)「注667」(注668)「注669」(注670)「注671」(注672)「注673」(注674)「注675」(注676)「注677」(注678)「注679」(注680)「注681」(注682)「注683」(注684)「注685」(注686)「注687」(注688)「注689」(注690)「注691」(注692)「注693」(注694)「注695」(注696)「注697」(注698)「注699」(注700)「注701」(注702)「注703」(注704)「注705」(注706)「注707」(注708)「注709」(注710)「注711」(注712)「注713」(注714)「注715」(注716)「注717」(注718)「注719」(注720)「注721」(注722)「注723」(注724)「注725」(注726)「注727」(注728)「注729」(注730)「注731」(注732)「注733」(注734)「注735」(注736)「注737」(注738)「注739」(注740)「注741」(注742)「注743」(注744)「注745」(注746)「注747」(注748)「注749」(注750)「注751」(注752)「注753」(注754)「注755」(注756)「注757」(注758)「注759」(注760)「注761」(注762)「注763」(注764)「注765」(注766)「注767」(注768)「注769」(注770)「注771」(注772)「注773」(注774)「注775」(注776)「注777」(注778)「注779」(注780)「注781」(注782)「注783」(注784)「注785」(注786)「注787」(注788)「注789」(注790)「注791」(注792)「注793」(注794)「注795」(注796)「注797」(注798)「注799」(注800)「注801」(注802)「注803」(注804)「注805」(注806)「注807」(注808)「注809」(注810)「注811」(注812)「注813」(注814)「注815」(注816)「注817」(注818)「注819」(注820)「注821」(注822)「注823」(注824)「注825」(注826)「注827」(注828)「注829」(注830)「注831」(注832)「注833」(注834)「注835」(注836)「注837」(注838)「注839」(注840)「注841」(注842)「注843」(注844)「注845」(注846)「注847」(注848)「注849」(注850)「注851」(注852)「注853」(注854)「注855」(注856)「注857」(注858)「注859」(注860)「注861」(注862)「注863」(注864)「注865」(注866)「注867」(注868)「注869」(注870)「注871」(注872)「注873」(注874)「注875」(注876)「注877」(注878)「注879」(注880)「注881」(注882)「注883」(注884)「注885」(注886)「注887」(注888)「注889」(注890)「注891」(注892)「注893」(注894)「注895」(注896)「注897」(注898)「注899」(注900)「注901」(注902)「注903」(注904)「注905」(注906)「注907」(注908)「注909」(注910)「注911」(注912)「注913」(注914)「注915」(注916)「注917」(注918)「注919」(注920)「注921」(注922)「注923」(注924)「注925」(注926)「注927」(注928)「注929」(注930)「注931」(注932)「注933」(注934)「注935」(注936)「注937」(注938)「注939」(注940)「注941」(注942)「注943」(注944)「注945」(注946)「注947」(注948)「注949」(注950)「注951」(注952)「注953」(注954)「注955」(注956)「注957」(注958)「注959」(注960)「注961」(注962)「注963」(注964)「注965」(注966)「注967」(注968)「注969」(注970)「注971」(注972)「注973」(注974)「注975」(注976)「注977」(注978)「注979」(注980)「注981」(注982)「注983」(注984)「注985」(注986)「注987」(注988)「注989」(注990)「注991」(注992)「注993」(注994)「注995」(注996)「注997」(注998)「注999」(注1000)「注1001」(注1002)「注1003」(注1004)「注1005」(注1006)「注1007」(注1008)「注1009」(注1010)「注1011」(注1012)「注1013」(注1014)「注1015」(注1016)「注1017」(注1018)「注1019」(注1020)「注1021」(注1022)「注1023」(注1024)「注1025」(注1026)「注1027」(注1028)「注1029」(注1030)「注1031」(注1032)「注1033」(注1034)「注1035」(注1036)「注1037」(注1038)「注1039」(注1040)「注1041」(注1042)「注1043」(注1044)「注1045」(注1046)「注1047」(注1048)「注1049」(注1050)「注1051」(注1052)「注1053」(注1054)「注1055」(注1056)「注1057」(注1058)「注1059」(注1060)「注1061」(注1062)「注1063」(注1064)「注1065」(注1066)「注1067」(注1068)「注1069」(注1070)「注1071」(注1072)「注1073」(注1074)「注1075」(注1076)「注1077」(注1078)「注1079」(注1080)「注1081」(注1082)「注1083」(注1084)「注1085」(注1086)「注1087」(注1088)「注1089」(注1090)「注1091」(注1092)「注1093」(注1094)「注1095」(注1096)「注1097」(注1098)「注1099」(注1100)「注1101」(注1102)「注1103」(注1104)「注1105」(注1106)「注1107」(注1108)「注1109」(注1110)「注1111」(注1112)「注1113」(注1114)「注1115」(注1116)「注1117」(注1118)「注1119」(注1120)「注1121」(注1122)「注1123」(注1124)「注1125」(注1126)「注1127」(注1128)「注1129」(注1130)「注1131」(注1132)「注1133」(注1134)「注1135」(注1136)「注1137」(注1138)「注1139」(注1140)「注1141」(注1142)「注1143」(注1144)「注1145」(注1146)「注1147」(注1148)「注1149」(注1150)「注1151」(注1152)「注1153」(注1154)「注1155」(注1156)「注1157」(注1158)「注1159」(注1160)「注1161」(注1162)「注1163」(注1164)「注1165」(注1166)「注1167」(注1168)「注1169」(注1170)「注1171」(注1172)「注1173」(注1174)「注1175」(注1176)「注1177」(注1178)「注1179」(注1180)「注1181」(注1182)「注1183」(注1184)「注1185」(注1186)「注1187」(注1188)「注1189」(注1190)「注1191」(注1192)「注1193」(注1194)「注1195」(注1196)「注1197」(注1198)「注1199」(注1200)「注1201」(注1202)「注1203」(注1204)「注1205」(注1206)「注1207」(注1208)「注1209」(注1210)「注1211」(注1212)「注1213」(注1214)「注1215」(注1216)「注1217」(注1218)「注1219」(注1220)「注1221」(注1222)「注1223」(注1224)「注1225」(注1226)「注1227」(注1228)「注1229」(注1230)「注1231」(注1232)「注1233」(注1234)「注1235」(注1236)「注1237」(注1238)「注1239」(注1240)「注1241」(注1242)「注1243」(注1244)「注1245」(注1246)「注1247」(注1248)「注1249」(注1250)「注1251」(注1252)「注1253」(注1254)「注1255」(注1256)「注1257」(注1258)「注1259」(注1260)「注1261」(注1262)「注1263」(注1264)「注1265」(注1266)「注1267」(注1268)「注1269」(注1270)「注1271」(注1272)「注1273」(注1274)「注1275」(注1276)「注1277」(注1278)「注1279」(注1280)「注1281」(注1282)「注1283」(注1284)「注1285」(注1286)「注1287」(注1288)「注1289」(注1290)「注1291」(注1292)「注1293」(注1294)「注1295」(注1296)「注1297」(注1298)「注1299」(注1300)「注1301」(注1302)「注1303」(注1304)「注1305」(注1306)「注1307」(注1308)「注1309」(注1310)「注1311」(注1312)「注1313」(注1314)「注1315」(注1316)「注1317」(注1318)「注1319」(注1320)「注1321」(注1322)「注1323」(注1324)「注1325」(注1326)「注1327」(注1328)「注1329」(注1330)「注1331」(注1332)「注1333」(注1334)「注1335」(注1336)「注1337」(注1338)「注1339」(注1340)「注1341」(注1342)「注1343」(注1344)「注1345」(注1346)「注1347」(注1348)「注1349」(注1350)「注1351」(注1352)「注1353」(注1354)「注1355」(注1356)「注1357」(注1358)「注1359」(注1360)「注1361」(注1362)「注1363」(注1364)「注1365」(注1366)「注1367」(注1368)「注1369」(注1370)「注1371」(注1372)「注1373」(注1374)「注1375」(注1376)「注1377」(注1378)「注1379」(注1380)「注1381」(注1382)「注1383」(注1384)「注1385」(注1386)「注1387」(注1388)「注1389」(注1390)「注1391」(注1392)「注1393」(注1394)「注1395」(注1396)「注1397」(注139		

13	期末現在資本金(出資金)が100億円超の 通算法人が存在するにもかかわらず、 支出接待飲食費の50%相当額()を 「適用可」としている場合 [交際費等の損金算入(別表15)] - [損金算入限度額] - [支出接待飲食費 の50%相当額]欄	エラーバートチェック  メニュー101の「基本情報」の「税制適用資本金(出資金)」が100億円超の法人が存在するにもかかわらず、「0の事業の損金算入(別表15)」-「損金算入限度額」-「支出接待飲食費の50%相当額」欄で適用がされています。 当欄の選択値に誤りはないですか？ OK キャンセル 初期値は「キャンセル」です。	メニュー107の「その他グループ統一設定」タブを開いて [支出接待飲食費の50%相当額]欄を「適用不可」に変更 してください。 意図して「適用可」としている場合は、[キャンセル]ボタンで そのまま処理を継続可能です。	1. 当該チェックに該当するケースは、メニュー101の「基本情報の登録」WSの「基本情報」 タブの「期末現在資本(出資金)欄」で100億円超を入力している通算法人(通算対象外の法人 を除く)が1社以上存在し、[支出接待飲食費の50%相当額]欄を「適用可」としている場合で す。 2. 予定申告では当該チェックは行われません。
14	期末現在資本金(出資金)が100億円超の 通算法人が存在しないにもかかわらず、 支出接待飲食費の50%相当額()を 「適用不可」としている場合 [交際費等の損金算入(別表15)] - [損金算入限度額] - [支出接待飲食費 の50%相当額]欄	エラーバートチェック  メニュー101の「基本情報」の「税制適用資本金(出資金)」が100億円超の法人が存在しないにもかかわらず、「0の事業の損金算入(別表15)」-「損金算入限度額」-「支出接待飲食費の50%相当額」 欄で「適用不可」が選択されています。 当欄の選択値に誤りはないですか？ OK キャンセル 初期値は「キャンセル」です。	支出接待飲食費の50%相当額の適用を受ける場合は、 メニュー107の「その他グループ統一設定」タブを開いて [支出接待飲食費の50%相当額]欄を「適用可」に変更 してください。 当該制度の適用を受けない場合は、[キャンセル]ボタンで そのまま処理を継続可能です。	1. 当該チェックに該当するケースは、メニュー101の「基本情報の登録」WSの「基本情報」 タブの「期末現在資本(出資金)欄」で100億円超を入力している通算法人(通算対象外の法人 を除く)が1社も存在しない場合で、[支出接待飲食費の50%相当額]欄を「適用不可」として いる場合です。 2. 予定申告では当該チェックは行われません。